人事実務の全体と個別を理解する HRMナレッジ大系

第10回

【人事機能:中核機能】職場管理と職務設計

JSHRM理事 堤 敏弘 / JSHRM執行役員 浅野浩美

✓ JSHRMとは

日本人材マネジメント協会(Japan Society for Human Resource Management = JSHRM)は、「日本におけるHRMプ ロフェッショナリズムの確立」を使命に、2000年に設立されました。以来、人材マネジメントに係る方々のための能力向上と情報 交換・相互交流、各種調査研究・提言・出版などの諸活動を展開しています。



今回と次回は、2回にわたって HRM ナレッジマッ プの「内周」、組織マネジメントについて取り上げま す。今回はその中の職場管理と職務設計について触れ ます。次回、組織開発を経てその次から「外周」、人 事の諸制度である採用と配置、能力開発、人事評価、 処遇といった各論に入っていきます。

職場管理とは

まずは職場管理について見ていきましょう。

事業会社はもちろんのこと、雇われて働く人(堅い 言い方をすれば労働契約に基づいて、労働力を提供し て対価を得る労働者) のいる場では、すべからくさま ざまな法律によってルールが定められており、雇用主 はそれを守ることが求められています。企業活動にお いて、商取引では商法を守ること、また会社組織であ る場合には会社法を守ることが大前提、いわばプレイ ヤーとしての義務ですが、同じように人を雇用して事 業を営む以上、これらのルールを守ることが大前提で あり、守れなければ退場を余儀なくされるもの、とい うことになります。

これら職場管理のなかで、人事の方なら真っ先に思 い浮かぶのは労働基準法だと思いますが、それ以外に もさまざまな法律があります。

以下、紙幅の都合もありますので、主だったものを 見ていきましょう。

労働基準法

労働基準法は戦前の日本における劣悪な労働環境を 改めることを主眼に、1947年に制定されました。そ の後幾度かの改正を経つつ、労働法の中核となってい る法律です。内容としては、総則、労働契約、賃金、 労働時間・休憩・休日・年次有給休暇、安全・衛生、年 少者・妊産婦等、技能者の養成、災害補償、就業規則、 寄宿舎、監督機関の各章と、雑則と罰則という構成に なっています。

上記の項目でおわかりのとおり、労働における基本 的な要素はすべて盛り込まれている一方、労働基準法 の定めだけでは十分でない部分があり、それぞれの項 目に対するより詳細な法律が定められています。例え ば、労働条件のうち最低賃金について定めた最低賃金 法、労働者の安全・衛生について定めた労働安全衛生 法、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確 保などについて定めた男女雇用機会均等法、育児休業・ 介護休業などについて定めた育児・介護休業法、といっ た具合です。したがって、労働基準法を遵守すべきこ とは言うまでもありませんが、雇入れ時、社員の勤務 管理、休職事由発生時など、個別の出来事においては、 労働基準法のみならず関連する法令についても遵守で きているか、常に気を配らねばなりません。

労働基準法では、常時10人以上の労働者を使用す る使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出な ければならないことなども定められています。

労働安全衛生法

労働安全衛生法は、高度経済成長下での急速な工業 化のなかで激増した労働災害への対応として、労働 基準法の第5章「安全・衛生」から派生し、1972年 に制定された法律です。そのため、「事業場における 安全衛生管理体制の確立」や「事業場における労働災 害防止のための具体的措置」などについて規定してお り、具体的には、安全衛生委員会の設置や産業医の配 置なども定められています。

産業構造が大きく変わり、第二次産業の比率が低減 した現代では、この法律の重要度が低下したと感じる 方も多いかもしれませんが、この法律は、「快適な職 場環境の形成を促進する」ことも目的としています。 皆さんが年1回、定期的に受けているストレス・チェッ ク制度の実施なども、この法律に定められています。 労働災害の件数は減少しましたが、メンタルヘルスが 職場の課題として軽視できない現在、この法律のもつ 意味は再認識される必要があるでしょう。

労働契約法

労働基準法は公法で、「行政と企業の間のルール」 を定めたようなところがあるのに対し、2008年に制 定された労働契約法は私法で、「企業と労働者の間の ルール」である労働契約について定めた法律です。

労働契約法では、労働契約の原則のほか、労働契約 の成立、変更、継続、終了といった、いわば雇用にお けるイベント時の取り決めや、有期労働契約に関する ルールを詳細に定めています。なかでも、有期労働契

約が一定期間を超えた場合の無期労働契約への転換 ルールや、客観的な合理性・社会通念的な相当性がな い雇止めは認められないといった、過去の裁判例を踏 まえた記載となっているなど、非正規雇用労働者が増 加した現在の環境に応じ、個別の労働関係の安定を意 識したものとなっている点が特徴的です。

上記のほかにも、職場と直接関係する法律としては、 先ほど紹介したものを含めさまざまな法律があります (図表 1)。

さらには、いわゆる労働関係法以外の法律や、法律 に定められていないことのなかにも、職場と関係する ものがあります。例えば、内部通報制度について定め た公益通報者保護法などについても、押さえておく必 要があります。経営にあたって、大事な資源である「ヒ ト」は個人であり、個人が特定できる情報のみならず、 機微にわたる情報を扱うことから、情報管理には最新 の注意を払うことが必要です。

また、最近、災害などが増加するなかで、事業の 継続や早期復旧を可能とするために、BCP (Business Continuity Plan) がクローズアップされるようになり ました。日本では、一般企業に対して BCP 策定は義 務化されていませんが、社員や関係者の安否確認や 安全確保などは、その基本となるものです。さらに、 SDGs などについての理解も求められます。人事に 携わる方々が、こうしたことについても認識し、経営 者や管理職に必要な対応をうながすことは、大きな使 命の1つだと言えます。



敏弘 (つつみ・としひろ)

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社人 事総務部長。一橋大学社会学部卒業後、新卒で日本ア イ・ビー・エム㈱に入社。IBMアジア・パシフィックへの 約2年間の出向を含む26年間、一貫して人事部門に 所属し、人員計画・給与・福利厚生・研修・労政などさま ざまな領域を経験。その後クレハ・バッテリー・マテリア ルズ・ジャパン(株)、東京国際大学を経て2017年より現 職。JSHRM理事。



浅野浩美 (あさの・ひろみ)

事業創造大学院大学事業創造研究科教授。専門は人的資源管理論、キャ リア論。一橋大学卒業後、厚生労働省で、人材育成、キャリア支援、就職支 援、女性活躍支援等の政策の企画立案に従事したほか、労働局長として 働き方改革を推進。社会保険労務士。ライト工業株式会社社外取締役、日 本キャリアデザイン学会理事、人材育成学会理事等。著書に『キャリアコン サルタント・人事パーソンのためのキャリアコンサルティング一組織で働く 人のキャリア形成を支援する』(労務行政,2022年)ほか。筑波大学大学 院ビジネス科学研究科修了。博士(システムズ・マネジメント)。

図表1 本文中に掲げた法律以外の職場と直接関係する法律(例)

法律名	目的など
最低賃金法	賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図る
育児・介護休業法	育児休業、介護休業などについて定め、育児や介護などに携わる労働者 の福祉の増進を図る ※正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す る法律」
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る。 妊娠中、出産後の健康の確保のための措置や職場におけるセクシュアル ハラスメントなどについても定めている ※正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する 法律」
労働組合法	労働組合の組織、団結や団体交渉など、集団的な労働関係について定めている
労使関係調整法	労働組合法とあいまって、労働関係の調整などについて定めている
労災保険法	労働災害 (業務災害、通勤災害) に関して必要な保険給付などを行う労 災保険制度について定めている。 労災保険は、原則として1人でも労働者を使用する事業すべてに適用され、アルバイトやパートといった雇用形態に関わりなく対象となる ※正式名称は「労働者災害補償保険法」
雇用保険法	失業した場合に失業給付を行うほか、育児休業給付、教育訓練給付などを行う雇用保険制度について定めている。 アルバイトやパートといった雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上の雇用見込みがある場合は、原則として被保険者となる

職務設計

次に職務設計について述べてみたいと思います。

何らかの事業を起こしてビジネスを始める場合、最 初は1人または少数の人ですべてをこなすところから スタートすることが多いと思います。そこから、ビジ ネスの規模が徐々に拡大していくと、人を増やしてい くとともに、経理部とか営業部といった組織を作り、 人をそれぞれの組織にひもづけて、役割分担を整理し

ていくのが通常の流れでしょう。つまり、一定の規模 に達した企業や団体は、機能の分担を組織という形で 整理し、さらに指揮命令系統を徐々に整備し、効率的 な事業運営の基盤を整備していくと言えます。

会社として組織を整備するということは、人(もう ここでは社員と呼びましょう)は、一部の経営陣を除 いてはいずれかの組織に属し、その組織に求められる 役割を果たすことになります。シンプルに言えば、こ の、それぞれの社員の役割をきちんと定めることが職 <u>務設計である</u>と考えるとおわかりいただきやすいと思 います。

例えばパソコンを組み立てて販売するビジネスを始 めた場合、もっとも原始的な方法は

① 自分で部品を全部集めてきて、1人で全部組み立 て、梱包して売りに行く

というやり方です。1日に2,3台作るだけならこれ でも何とかなるかもしれません。

ところが売り上げが伸びてきて、1日に10台、20 台と作る必要が出てくると、当然複数の人で取り掛か ることになりますが、単純に自分と同じことを全員が やるのでは限界があります。そこで、

②部品を調達する人と組み立てる人、それを箱詰め する人、売りに行く人、という分担をする というのが生産性の向上に効果的です。

さらに台数を増やすとすると、それだけ売り上げも 増えるので作業する人も増やせるので、

③部品調達も発注者と受入検査を分担、組み立ても はめ込む人・ネジ締めする人、と分業し、同時に流 れ作業でできるような生産ラインを構築する というような進化を遂げるはずです。

こうやって、調達部門や製造部門という組織の中で、 そこで行われるべきことを作業 (タスク) 単位に分解 し、どのタスクをひとりの人にやってもらうか(ジョ ブ)を決めていくことで、一人ひとりの職務が定めら れ、これによって組織的に効率のよい、あるいはそれ ぞれが担当分野の専門性を身に付けて品質のよい作業 ができるようになっていくわけです。

産業革命以降、特に工業化・大量生産システムの導 入とともに、このような考え方は広く産業界に広がっ たわけですが、これは第二次産業にとどまらず、サー ビス産業でも、あるいは一部の第一次産業でも採り入 れられていき、広く「労働の効率化」に寄与していま す。

一方で、これを人事的に見てみると、一人ひとりの 行う業務がはっきりと区分けをされるということであ り、それを遂行するためにどんな知識や技能が必要と されるかも自ずと明確にできるようになります。これ を記述して明示したものが**職務記述書**である、と言え ます。職務記述書があれば、それに従事する人に求め られる要件もはっきりしますし、従事するためにはど ういう訓練が必要かも明らかになります。

さらに、会社の中にあるたくさんの職務の重要度合 いや困難度合い、場合によっては資格の要否などに よってランキングすれば、それはすなわち職務等級と 呼べるものになります。この等級をもって社員を格付 けし、処遇を決めることが職務等級制度ということに なります。

ここまで述べてきたことは、「ある瞬間」、つまりス ポットで考えた場合の論理ですが、時の経過という視 点を加えると、職務は絶えず変化しうるもの、あるい はさせるべきものとも言えます。

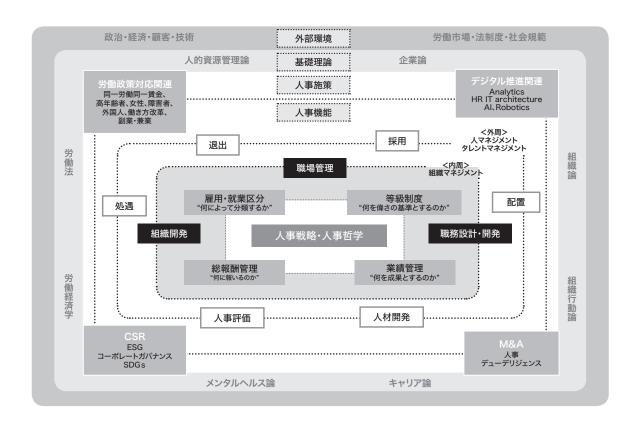
同時に、職務の変化は、人の育成・成長を促す側面 がある、ということでも意味のあることです。職務の 中のタスクの組み合わせを見直したり、場合によって は機械化・IT化によってその一部を合理化したりしな がら、職務の内容をより統合したり充実させる、とい うことは、経営全体で見ればより少ない人員でより多 くのアウトプットを期待できる、あるいは新たなもの を生み出す契機にもなりうることであり、組織の成長 に寄与することです。

一方で、それに従事する労働者は新たな仕事の仕方 を身に付ける、あるいは新たな技能の習得への動機づ けになる、それらにより労働者としての成長を果たし、 またそれによる処遇の向上も期待できる、と、人的側 面での進化のトリガーにもなりうると言えます。こう いった取り組みを職務開発と呼びます。(職務開発と いう言葉の概念には、もっと多くの側面がありますが、 ここではかなり割愛して説明しています)

以上、かなり単純化した説明とさせていただきまし たが、職務設計、職務開発とは何か、というポイント はご理解いただけたかと思います。これを受け、次回 は組織開発、人の側面というよりはその集合体に注目 した取り組みについてお伝えします。

HRM ナレッジ・ディクショナリーからの解説

今回解説した職場管理と職務設計について、HRMナレッジ・ディクショナリーと関連付けて 見ていきましょう。解説では、HRMナレッジ・マップの内周(組織マネジメント)に入ります。



本文では、職場に関連する法律は数多くあり、人 事に携わる者としてはそれらを押さえたうえで、社 員が快適に働くことができるよう、職場管理を行っ ていくことが必要だと書かれていました。また、職 場では職務を行うわけですが、職務をうまく設計す ることは、効率的に仕事をしていくうえで重要だ、 といった記述もありました。

では、なぜ、職場管理が必要だったり、職務につい て見直すことが重要だったりするのでしょうか。

HRMナレッジ・ディクショナリーをもとに、ど う考えればよいか、見ていきたいと思います。

職場管理はなぜ必要か

ヒトが力を発揮するためには、就業条件を整備す ることが必要です。就業条件にはさまざまなものが 含まれますが、ここでは、代表的なものである、労働 時間および就業場所を中心に見ていきましょう。

労働時間制度は、社員にとって、1日の過ごし方 を左右する重要なものですが、ワークライフバラン スなどにも大きな影響を与えるものです。

かつては、始業時間から終業時間まで、決まった 時間働くことが一般的でしたが、多様な人材が働く ようになり、就業形態が多様化するとともに、フレッ クスタイム制、裁量労働制など、働く側が労働時間 の使い方を選ぶような働き方が見られるようになり ました。

そのようななか、長時間労働の是正や、多様で柔 軟な働き方の実現が求められるようになり、働き方 改革が進められるなかで、労働時間に関する制度が 大きく見直され、時間外労働の上限は、原則として

月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事 情がなければこれを超えることができなくなりまし た。

併せて、月60時間を超える時間外労働に対する 割増賃金率の猶予措置廃止や、年休が10日以上付 与される労働者に年5日の年休を取得させることの 義務化、フレックスタイム制の拡充、高度の専門的 知識等を有し、職務の範囲が明確で一定の年収要件 を満たす労働者を対象とした高度プロフェッショナ ル制度の創設なども図られています。世の中の動き に合わせ、労働時間制度も見直されていることがわ かります。

労働時間だけでなく、就業場所についても、イン ターネットなど情報通信技術の発展などにより、サ テライト・オフィス、テレワークといった働き方が 見られるようになりました。さらに、新型コロナウ イルス感染症の感染拡大を機に、テレワークが一気 に普及しました。

同じ時間、同じ空間で、みんなが一緒に働く、とい う時代から、多様化・柔軟化しています。目の前に いない人をどう管理し、評価するのか、転勤などの 問題も含め、そこで働くことが必要なのか、などに ついても、改めて考えることが求められています。

職務についてどう考えればよいのか

職務とは、「ジョブ」のことで、仕事の内容と責任 を同一の職位にとりまとめたものです。

この職務を分析することを、職務分析と言います が、そのためには、業務を行っている社員を観察す るとともに、その社員、上司、さらに、その職務につ いて詳しい関係者に面接し、一定の様式に記述して いくことが必要です。

日本では、職務分析は、1960年代前半ごろまで は重視されていましたが、生活保障給の性格が強い、 いわゆる電産型賃金が導入され、その後、職務遂行 能力を格付け基準とする職能資格制度が普及するな かで、それほど重視されなくなりました。しかし、近 年、日本的雇用慣行が見直されつつあり、特に、「ジョ ブ型雇用」が注目を浴びるようになってきています。 このようなことから、将来的には、これまでより 「職務(Job)」に基づくマネジメントの色合いが濃 くなるとみられ、職務分析の意義が改めて見直され ると考えられます。

本文にもあるように、職務等級制度を導入する場 合は職務分析が必要となります。また、職務分析や、 職務に基づく評価は、雇用形態などの異なる社員の 均等・均衡待遇の状況把握や公正な待遇確保のため の賃金制度検討に有効です。

さらに、職場管理との関係で言えば、テレワーク の普及やフレックスタイム制などにより、何をして もらうのか、すなわち、職務を明確にすることが求 められるようになりました。

本文中に、分業のメリットについて記載がありま したが、分業には、効率が向上するというメリット がある一方で、モチベーションが低下する、調整が 難しくなる、などといったデメリットもあります。 これに対し、職務について工夫をすることにより、 社員のモチベーションを高めたり、能力を高めたり することができます。具体的には、「職務拡大」(Job Enlargement) によって担当している職務の幅を 広げたり、「職務充実」(Job Enrichment) によっ てより高いレベルの職務を行わせることによって 能力を高めたり、「ジョブ・ローテーション」(Job Rotation) によって異なる職務を経験させるなど といったことができます。

こうして見てみると、ヒトが力を発揮するために は、職場管理が必要であること、また、職務について 工夫することが必要だ、ということが実感できるの ではないでしょうか。